

# 令和4年就業構造基本調査の実施について

茨城県政策企画部統計課  
人口労働グループ

令和4年  
10月1日 安心して働ける明日へ。

# 就業構造基本調査

就業構造基本調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法（平成19年法律第53号）により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として、5年ごとに実施されます。

就業に関する状況について正しく把握し、安心して働ける社会を実現していく、国や地方公共団体の施策の基礎となる重要な調査です。

## 1 調査の目的

国民の就業・不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。



## 2 調査の期日

調査は、令和4年10月1日現在で実施します。

## 3 調査の対象

統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）です。



## 4 調査事項

次のような事柄について調査します。

### 【全ての人について】

男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無など



## ■統計の窓

### 【ふだん仕事をしている人について】

雇用契約期間、仕事内容、1週間の就業時間、現職に就いた理由など

### 【ふだん仕事をしていない人について】

就職希望の有無、希望する職種、求職活動の有無など

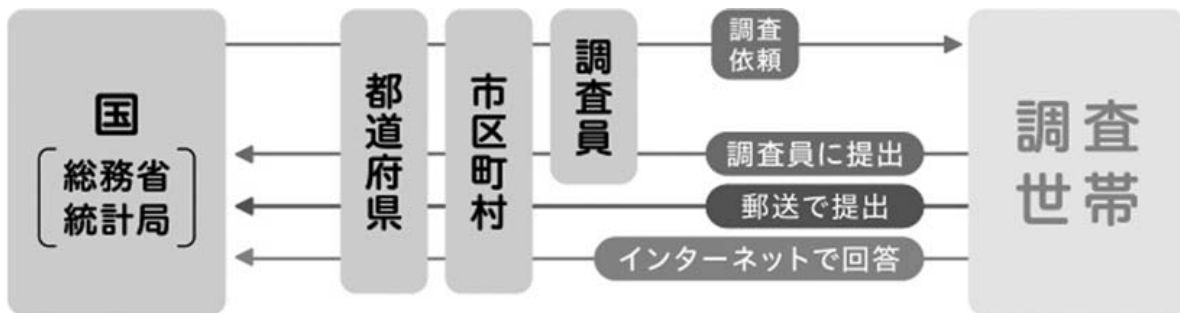


## 5 調査の方法

9月下旬に調査員が調査世帯ごとに調査書類を配布します。

回答は、調査世帯の15歳以上の世帯主又は世帯員が、インターネットで回答する方法、紙の調査票を郵送又は調査員に提出する方法のいずれかを選択し行います。

調査は次のような流れで行います。



## 6 結果の公表予定

調査の結果は、令和5年7月末日までに、総務省統計局ホームページ等により公表し、おって報告書を刊行する予定です。

### 調査の結果はこのように使われています！

調査の結果は、働き方改革の推進に向けた各種取組など、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

例えば、右のグラフを見ると、副業希望者（現在就いている仕事を続けながら他の仕事（副業）をしたいと思っている者）は増加を続けており、副業を希望する方が、その希望に応じて副業を行える環境を整備していくことが重要であることが分かります。

